

中心市街地等空き店舗対策事業

中心市街地への出店を支援します！

中心市街地内（別紙：対象エリア）の空き店舗等に出店しようとする方に対して、出店に係る費用の一部を補助します。

※中心市街地・・・秋田市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地および秋田市中心市街地活性化アクションプランに定める計画区域

※補助金の採択にあたっては、審査委員会による面接審査があります。

対象物件

「秋田市中心市街地空き店舗データベース」に登録されている秋田市中心市街地内の空き店舗、空き事務所、空きテナント等が対象です。

補助対象者

県内外の中小企業者等、商店街団体等、市民団体等が対象です。



補助内容

- ・改 装 費：補助率2／5以内：限度額100万円
 - ・宣伝広告費：補助率2／5以内：限度額 20万円
 - ・賃 借 料 等：補助率1／2以内：補助期間最長24か月分：限度額150万円
- ※賃借料等に対する補助期間は空き店舗等の場所により12か月となる場合があります。

募集期間

令和5年4月1日（土）～令和5年12月22日（金）

申請は随時受け付けておりますが、審査や交付決定に時間を要しますので事業スケジュールについて事前にご相談ください。

○提出書類や申請から補助金交付までの流れなど、裏面に事業の詳細が記載されておりますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市産業振興部商工貿易振興課 商工振興担当
TEL 018-888-5728 FAX 018-888-5727
E-mail ro-inpr@city.akita.lg.jp
URL <http://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/shigaichi-kasseika/1007000.html>



中心市街地等空き店舗対策事業 募集概要

補助金交付対象者

補助金交付対象者は、空き店舗等を利活用する中小企業者等、商店街団体等および市民団体等とし、次の全ての要件に該当するかた

- 1 空き店舗等が存する商店街団体等の構成員となり、商店街活動に積極的に参加すること。
- 2 市税に滞納がないこと。
- 3 中心市街地内での移転を行うものでないこと。
- 4 過去に本事業による補助を受けたことがないこと。
- 5 新規創業者又は事業をやめてから相当の期間が経過している場合は、事前に、商工会議所、商工会およびその他の支援機関等が実施する創業塾、経営指導等を受講するとともに、事前に中小企業診断士等の経営指導を受け、それに基づく事業計画書（様式第10号）を作成すること。
- 6 許認可等を要する業種は、申請手続の時点において、当該許認可等を受け、かつ、現にそれが有効であること。ただし、事業を営んでいない者であって新たに事業を開始する場合は、申請中であって、その許認可等を受けることが確実であること。
- 7 事業内容に確実性があり、補助事業終了後も継続営業が見込まれるものであること。

対象事業

中小企業者等、商店街団体等および市民団体等が、中心市街地内の空き店舗等（ただし、秋田市中心市街地空き店舗データベースに登録された空き店舗等に限る）を利活用する事業

提出書類

- 1 事業計画書（様式第10号）
- 2 利活用に係る必要経費の見積書、その他利活用の計画に関する資料
- 3 住民票（法人にあつては登記事項証明書）
- 4 市税に未納がない証明書（申請月に発行されたもの）又は納税証明書（直近2年分の市民税、固定資産税および事業所税）
- 5 許認可証等の写し
- 6 当該空き店舗等が存する商店街団体等からの空き店舗利活用推薦書（様式第9号）
- 7 完成予定店舗等のレイアウトに関する資料・地図

※この他、審査委員会での審査において、必要な資料を提出いただく場合があります。

補助対象経費

※補助対象事業と関連がない部分は補助対象外となります

1 改装費

店舗の改造、改装に要する経費及び建物と一体となって機能する設備費（商棚、店舗看板等で改装工事により店舗建物に固定されるものを含む。）

○補助対象例（詳細は個別にお問い合わせください）

- ・内・外装工事、給排水工事、電気工事、建具工事等
- ・備品の設置等に必要経費

○補助率：対象経費の2/5以内：限度額100万円

2 宣伝広告費

○補助対象例（詳細は個別にお問い合わせください）

- ・ホームページ、パンフレット、看板、名刺作成等
- ・テレビ、ラジオ、新聞、雑誌広告等

○補助率：対象経費の2/5以内：限度額20万円

3 賃借料

○賃借料および共益費の1/2以内（限度額150万円）

補助期間：12か月分（秋田市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地は24か月）

補助金交付までの流れ

※空き店舗等の賃貸契約については、応募（事業計画書の提出）後に行う必要があります。また、交付決定通知の前に行った事業は補助対象外となります。

1 応募（毎月末締め）

2 審査委員会（面接）（翌月中旬～下旬）

3 採択通知（翌月下旬～翌々月上旬頃）

4 補助金交付申請

5 交付決定通知

6 事業着手・完了

7 補助金請求

8 補助金交付